

ベトナムにおける秘密保持契約書モデルを使用する際の注意事項



長島・大野・常松法律事務所
ハノイ オフィス

Ngoc Hoang
Associate 弁護士

長島・大野・常松法律事務所は、世界7か所に拠点を有し、国内外での豊富な経験・実績を有する日本有数の総合法律事務所である。Hoang氏は、ベトナムの会社法および商法において幅広い経験を有する弁護士であり、弁護士としての登録もしている。2015年から長島・大野・常松法律事務所ハノイ・オフィスに入所し、外国人投資家や外国の契約者がベトナムでの企業設立や事業運営上の問題に対する解決を支援している。

【概要】

ベトナムの民法第387条第2項には、相手方から開示された秘密情報の保護義務が規定されている。これに基づき、契約履行の過程で一方の当事者から秘密情報を受け取った当事者は、情報保護の責任を負う。同様に、商法はサービス契約（商法第78条第4項）やフランチャイズ契約（商法第289条第4項）などの契約の当事者に、契約の履行中に知った情報を保護することを明確に要求している。

【詳細及び留意点】

新素材およびAIの「秘密保持契約」（NDA）のモデル契約書には、ベトナム法に反する、または禁止されている条項は見当たらない。しかし、いくつかの規定は、ベトナムでは完全にまたは効果的に実施できない場合がある。以下に、NDAに関する主なコメントを記載する。

第1条（秘密情報の範囲）

ベトナムの法律に秘密情報の定義がないため、その概念は当事者の合意に従うものとなる。

第2条（守秘義務）

受領当事者は、善良なる管理者が払うべき注意義務をもって秘密情報を管理および

び保持する必要があるが、残念ながら、「善良なる管理者が払うべき注意義務」の概念は、ベトナムの法規則ではまだ導入または詳説されていない。NDA でこの概念を簡潔に説明することを勧める。

第 8 条（損害賠償）

ベトナムの民法（第 13 条、360 条、361 条、363 条および 419 条）と商法（第 302 条）の下では、違反者が被害者に支払うべき損害賠償額は、実際の直接的な損失および違反がなければ被害者が得たであろう直接的な利益の額である。モデル契約書の第 8 条は、文言上すべての損害をカバーするものであるが、第 8 条において無限定で規定されている損害が、ベトナム法の下では全面的には認められない可能性がある点に留意すべきである。

違約金に関して、ベトナムの商法（第 301 条）では、違反があった契約上の義務の価値の 8%を違約金の上限として定めている。NDA に基づく義務の価値を証明し、算出することは困難であるため、損害賠償の条項を違約金の条項に置き換える選択肢は、ベトナムでは不適切と考える。

第 11 条（準拠法）および第 12 条（裁判管轄）（AI 編では第 11 条）

ベトナムで設立された会社と日本で設立された会社との間の NDA は、民法第 663 条第 2 項に基づく、外国の要素を含む民事取引に該当する条件を満たしている（すなわち、少なくとも 1 つの当事者が外国の個人または団体である）。NDA の主題は、ベトナム法のみ準拠しなければならない取引のカテゴリーには該当しない。したがって、民法第 25 章（民法第 663 条から第 671 条）によれば、当事者は、次の場合を除き、準拠法として外国法（たとえば、日本法）を選択することができる。

ベトナム法の基本原則、および(ii)民事訴訟規則に関する法律に従って必要な措置を講じたにもかかわらず、外国法の内容を特定することはできない場合（民法第 670 条）。

ベトナムと日本は、民事事件における司法共助に関する協定をまだ締結していないため、日本の裁判所が下した判決を認める手順はまだ構築されていない。これまでのところ、日本の裁判所の判決がベトナムで認められ執行された事例は把握していない。

ベトナムは、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約（ニューヨーク条約）の加盟国であるため、理論上、外国仲裁廷によって下された仲裁判断は、ベトナムで承認および執行される。実際のところ、ベトナムでは、外国仲裁判断の承認と執行はまだ効率的には行われていないといわれている。ベトナムの裁判所は、さまざまな理由で外国の仲裁判断の承認を拒否することがある（例えば、仲裁廷は、仲裁廷の手續に従い要求された当事者に関する文書を適切に提供できなかった；仲裁判断が承認されると、ベトナム法の基本原則に反する可能性がある；など、の理由により）。

実際のところ、ベトナムの裁判所は、商慣行で使用される NDA に慣れていないようである。また、包括的な法的枠組みがないため、NDA の当事者は、紛争を国内の裁判所に提起するよりも、国内の仲裁センターまたは第三国の中立的な仲裁センター（例：シンガポール国際仲裁センター）で手續する傾向が高い。ベトナム国際仲裁センター（VIAC）のような国内の一部の仲裁センターには、日本の法律の知識を持つ日本人弁護士または法学教授である仲裁人がいる。国内の仲裁廷は、ベトナムにおける外国の裁定の承認と執行のプロセスから生じる前述の障害を克服するための好ましい選択肢だが、国内の裁判所が国内の仲裁手續を一時停止したり、国内の仲裁判断を取消したりするリスクは依然としてある。NDA のベトナム側当事者が日本の投資家の出資を受けた会社である場合、当事者は、日本商事仲裁協会（JCAA）での仲裁を選択し、仲裁手續で使用される言語として日本語を選択することも考えられる。

第13条（協議による解決）（AI編では第12条）

ベトナムでは裁判所の判決と仲裁判断の執行はいずれも効率的でなく時間がかかるため、多くの場合、当事者間の協議が紛争の解決の第一の選択肢である。しかし、両当事者は、協議手続の期間（例：60日）を定めることに同意し、紛争を友好的な交渉で解決できない場合、いずれの当事者も、紛争解決条項に従って裁判所または仲裁廷に持ち込むことができることを明確にしておくべきである。

これに加えて、当事者は、協議手続の代わりに、または協議手続による解決ができなかった場合に、商事調停センター¹（例えば、ベトナム商事調停センター（VMC））によって提示される商事調停手続に従うことに同意できる。調停手続の結果は、調停者の支援を得て当事者が合意した相互合意に基づく。商事調停センターの設立と運営に関する法的枠組みがベトナムに導入されてまだ5年しか経っていない。これまでのところ、調停によって解決されたケースは少ない。

AI編の第5条（個人情報の提供）

ベトナムでは、個人情報保護に関する包括的な法律はまだ制定されていない。個人情報の保護は、民法（第38条）、情報ネットワーク安全法（第16条、17条、18条および19条）、サイバーセキュリティ法（第17条）、情報技術法（第21条および22条）などに規定されており、国内の事業者・個人だけでなく、ベトナムでのサイバー情報活動に関与または関連する外国の事業者・個人においても適用される。原則として、個人情報の収集、処理、使用、転送は、事前に本人の同意が必要である。

追加条項

合意の言語

優先言語に関する法的規制がないため、当事者はベトナム語版または外国語版のいずれの言語の契約書を優先するかを自由に選択できる。なお、裁判所および国家

¹ Decree No. 22/2017/ND-CP（商業調停に関する政令）に基づき設立された商業調停センター全般をいう。ベトナム商事調停センター（VMC）はその一例。

機関によって使用および承認されている公用語はベトナム語のみである。実務上では、ベトナム国内の当事者と外国の相手方との間の NDA は、多くの場合、外国語とベトナム語の両方で作成される。

技術の輸出入

技術の輸出入は、技術移転法およびその施行規則の規定の対象となる。取引の領域（すなわち、技術がベトナム国内で移転されるか、ベトナムから海外へ、またはその逆であるか）および輸出入される技術に応じて、技術の輸出入に関する協定をベトナムの管轄当局に登録する必要がある場合がある。実務においては、通常、技術の輸出入に関する契約は、NDA の条項として作成されるのではなく、技術移転に関する法律で要求される内容からなる独立した契約として作成される。

R&D スタートアップ企業

R&D スタートアップ企業が日本で設立された企業である場合、NDA に知的財産に関する条項を明示して、相手方またはその従業員が、そのスタートアップ企業によって開示された知的財産に関する事項（例えば、コンピューターシステムの図面など）について登録し、ベトナムで登録証明書を取得しないようにする必要がある。R&D スタートアップ企業がベトナムで設立された企業である場合、Intellectual Property Right（知的財産権）に対するその単独所有権に関する陳述および保証を追加する必要がある。

【留意事項】

本稿は、ベトナムの法律と実務に基づいている。一般的に、ベトナム国内企業は秘密保持を重視しておらず、また、ベトナムでは NDA 違反の執行に関する判例はごくわずかであることに留意されたい。

【ソース】

・ Civil Code（民法典）

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=183188>

- ・ 民法典（日本語）

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf

- ・ Commercial Law（商法）

https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18140

- ・ Information Network Security Law（情報ネットワーク安全法）

<https://vanban.chinhphu.vn/?pageid=27160&docid=183196>

- ・ LAW ON NETWORK INFORMATION SECURITY（英語）

<https://english.mic.gov.vn/Upload/VanBan/Law-on-Network-Information-Security-16-05-30.pdf>

- ・ Information Technology Law（情報技術法）

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=29137>

- ・ LAW ON INFORMATION TECHNOLOGY（英語）

<https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn134en.pdf>

- ・ LAW ON CYBERSECURITY（英語）（サイバーセキュリティー法）

<https://economica.vn/Content/files/LAW%20%26%20REG/Law%20on%20Cyber%20Security%202018.pdf>

- ・ IP Viet Nam

<https://www.ipvietnam.gov.vn/web/english/legal-documents>

○LAW ON INTELLECTUAL PROPERTY（50/2005/QH11）（英語）

○CIVIL CODE（91/2015/QH13）（英語）

○COMMERCIAL LAW（36/2005/QH11）（英語）

- ・ Decree No. 22/2017/ND-CP

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-22-2017-ND-CP-hoa-giai-thuong-mai-280010.aspx>

・ Database of the Ministry of Justice on recognition and enforcement of foreign judgements and awards

https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)